

教育研究審議会議事録

開催日時 及び場所	令和5年11月22日(水) 午後2時00分から午後3時33分まで 特別会議室 Web (ZOOM) 会議同時実施	
出欠状況	出席:21名 欠席:5名	出席:尾池議長、今井委員、酒井敏委員、富沢委員、渡邊委員、 小林委員、長澤委員、酒井公夫委員、伊吹委員、 六井委員、山下委員、眞鍋委員、三浦委員、澤田委員、 篁委員、永倉委員、轟木委員、仲井委員、小川委員、 細川委員、林委員 欠席:花岡委員、石川委員、剣持委員、竹下委員、藤森委員
<p>1 審議事項</p> <p>(1) 静岡県立大学短期大学部学則の一部改正について (社会福祉学科社会福祉専攻、こども学科)</p> <p>(2) 静岡県立大学コミュニティフェローの認定等に関する規程の一部改正について</p> <p>(3) 静岡県立大学健康長寿フェロー及び地域みらいづくりフェローの称号付与に関する規程の一部改正について</p> <p>(4) 2026年度 看護学部入学者選抜方法の変更について</p> <p>2 報告事項</p> <p>(1) 受託・共同研究等にかかる間接経費率の見直しについて</p> <p>3 その他事項</p> <p>(1) 第4期中期計画の策定に向けた課題の整理・方向性の検討について</p> <p>4 学部・研究科等における取組報告について</p> <p>① 看護学部</p> <p>② 看護学研究科</p> <p>③ 男女共同参画推進センター</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 言語コミュニケーション研究センターからの取組報告について</p> <p>(2) 学外委員からの意見</p>		

・ 前回議事録(案)の確認

令和5年10月の教育研究審議会議事録(案)について、承認された。

1 審議事項

- (1) 静岡県立大学短期大学部学則の一部改正について (社会福祉学科社会福祉専攻、こども学科) (説明者: 林委員)

短期大学部のカリキュラムは、社会福祉学科社会福祉専攻で保育士、こども学科で幼稚園教諭及び保育士の資格が取得できる構成となっている。

その中の「保育内容の理解と方法」という科目について、現在はⅠとⅡがそれぞれ1年生で開講されており、本科目は、音楽、造形、身体など、様々な分野がある。

今般、「保育内容の理解と方法Ⅲ (音楽)」を科目新設する。

新設理由は、短期大学部における授業最後の授業評価アンケートにおいて、「2年生以降もピアノを学ぶ授業が欲しい」という声があることや、昨年度に行った卒業生アンケートの中で、学生時代にこのような授業があれば良かったという科目があるかという質問項目を設けたところ、「ピアノ、音楽、手遊びに関連した科目があると良い」といった意見が多数あったため、本科目を新設し、ピアノや音楽についての知識や技術の習得ができる科目を、2年生でも開講する。

「保育内容の理解と方法Ⅰ,Ⅱ」の履修で資格取得は可能であり、今回の新設科目

は自由科目として、資格認定とは別設定とする。

審議事項（１）について提案のとおり承認された。

- （２）静岡県立大学コミュニティフェローの認定等に関する規程の一部改正について
（説明者：酒井敏委員）

コミュニティフェローの認定は、平成 29 年度から始まり、昨年度までに 715 名を認定した。また、特に優秀な学生に対しては、表彰を行っている。

改正の概要は、申請に当たり、コロナ禍において紙申請の代わりに緊急的に Web 学生サービス支援システムからの申請受付を行ってきたが、今般規程を改正し、Web 学生サービス支援システムからの電子申請を正式に認めることとする。

また、手続き簡略化のため、紙申請は、申請時の押印を廃止する。特別表彰の申請は、押印の代わりに自署とするべく、規程の一部改正を行う。

審議事項（２）について提案のとおり承認された。

- （３）静岡県立大学健康長寿フェロー及び地域みらいづくりフェローの称号付与に関する規程の一部改正について（説明者：酒井敏委員）

健康長寿フェロー及び地域みらいづくりフェロー（以下、「社会人フェロー」という。）は、令和元年度から始まり、今年度までに健康長寿フェロー 40 名、地域みらいづくりフェロー 39 名に称号付与している。有効期限は、認定された年度から 5 年間としている。

今年度は、令和元年度の社会人フェロー称号付与から 5 年目となり、有効期限を迎える。

改正の理由は、現状の認定書に有効期限の記載がなく、5 年の有効期限を知ることが困難であるためである。以上により、規程の一部を改正し、健康長寿フェロー認定証及び地域みらいづくりフェロー認定証に有効期限を記載する。

審議事項（３）について提案のとおり承認された。

- （４）2026 年度 看護学部入学者選抜方法の変更について（説明者：山下委員）

昨年度の一般選抜前期試験口頭試問において入試ミスが発生したため、部局内で選抜方法の再検討を行った。

現在実施している口頭試問は、看護学部のアドミッション・ポリシーに記載のコミュニケーション能力や論理的能力を評価している。共通テスト免除推薦及び一般選抜後期試験の口頭試問は数学、一般選抜前期試験の口頭試問は英語としている。

入学者選抜は、評価の適格性や評価基準の明瞭性が求められるが、口頭試問は評価基準を定めても、複数の評価者の評価が同一になることがほぼなく、口頭試問作問の難しさがあることが分かった。

部局内での検討に当たっては、口頭試問導入前と導入後で合格者の変動についてシミュレーションを行ったところ、合格者の変動は極めて少数であった。また、口頭試問導入前に入学した学生と導入後に入学した学生の 1 年修了時の GPA 得点を比較したところ、有意差は確認されなかった。

以上により、2026 年度入学者選抜からの口頭試問を廃止する。

続いて、口頭試問廃止に伴う代替案として、共通テスト免除推薦は、論理的能力を評価するための適性検査において、英語だけでなく数学の問題を追加し、試験時間を 30 分から 60 分に延長する。一般選抜は、論理的能力の評価を共通テストで行

うため、面接時間を延長する。また、面接評価は、看護学部のアドミッション・ポリシーに記載されているコミュニケーション能力、人との向き合い方、看護職に就く自覚など、看護職としての適性を評価しているため、総合点が高い場合も、面接評価のみで不合格になることがある。これらの面接の重要性について、募集要項に記載した方が良いと考え、「総合点の如何にかかわらず、面接評価のみで不合格になることがある。」の一文を記載する。記載に当たっては、他の看護系大学や医学部医学科の記載内容を参考に検討した。

最後に、募集人員、出願要件、推薦できる人数を変更する。

募集人員、出願要件の変更について、近年は一般選抜における受験倍率の低下があり、入学者の学力担保が困難な状況になっているため、共通テスト免除推薦は、募集人員を30人から45人に増員し、一般選抜前期試験は、85人から70人に減員する。

また、共通テスト免除推薦における各校の被推薦者数は、高等学校間の成績のばらつきがあり、入学者の成績格差が生じるため、共通テスト免除推薦の推薦できる人数を3人に増員し、広く被推薦者を募集する。

審議事項（4）について提案のとおり承認された。

2 報告事項

(1) 受託・共同研究等にかかる間接経費率の見直しについて

(説明者：酒井敏委員、向後経営財務室長)

前回の教育研究審議会では、間接経費率の見直しを始めるという報告をした。

その際、次の会議で事務局のたたき台を示すと報告したが、様々な意見をいただき、時間をかけて検討すべきだという結論に至った。

今回は、前回出た質問の回答できる部分の説明及び見直しの意図についての前回からの補足説明を行いたい。最初に、事務局から現在の間接経費の使途などについての説明をお願いします。

(説明者：酒井敏委員)

管理的経費（R4 試算値）と間接経費支出額（R4 実績値）の比較に関する資料について、前回の会議で間接経費の使途を明らかにして欲しいという意見があったため作成したものである。

令和元年度から令和4年度までの外部資金研究費に係る試算上の管理的経費率は32.6%であった。このうち、令和4年度の外部資金研究費に係る、試算上の管理的経費は38.6%であった。

参考として、令和元年度から3年度までの比率は概ね30%程度であったが、令和4年度の比率が急増しているのは、光熱費の高騰に加え、電子ジャーナルの急激な値上げの影響によるものである。

続いて、令和4年度の間接経費の使途について、令和4年度の間接経費支出額は、総額1億3,200万円余であり、全額を事業充当し、比率は16.0%であった。なお、年度末に入った間接経費は、年度末の光熱費支払いに充当するなどし、全額を使い切った。先日の会議では、実績が18%ほどと回答したが、多少の増減はあるものの、例年このような比率になっている。本来は、試算値と実績内容が一致していることが望ましいが、出納室では便宜上、支払いがしやすいものに片寄せして支払っているため、一部一致しない部分はあるものの、目的として著しく逸脱しているようなものはない。

支出額だけを見た場合、人件費、光熱費への充当が多く見えるが、試算上も多額の費用が各項目にかかっていることが分かる。特に、図書・電子ジャーナルには、

間接経費をほぼ充当できていないという実態があり、間接経費の経理運用上、実際に経費項目が発生しないと執行できないことから、図書・電子ジャーナルは、年度当初の契約のため、ほぼ全額が内部資金で支払いが立て替えられている。なお、本資料に示した、図書・電子ジャーナルは、後援会費で購入している図書や各学部で購入している電子ジャーナルの支出額は含まれていない。以上の内部経費で支払いを立て替えている電子ジャーナルに対し、内部経費の補填が難しくなっているという現状がある。

この他3点の質問があり、1点目は、インセンティブ制度を導入した場合に、事務局分の間接経費が減ってしまうことにはならないのか。2点目は、少額の研究費も同じ率の間接経費とするのか。他大学の事例を調べていただきたい。3点目は、今回の見直しについて、直接経費の外枠で18%ということであるが、総額でいくらかという申請しかできない外部資金は、教員の研究費と間接経費が取り合いになってしまうため、外部資金の間接経費の決め方をどうするのか。これらの質問に対しては、他大学の事例などを調査し、事務局内で時間をかけて検討していく。

(説明者：向後経営財務室長)

今回の間接経費率の見直しは説明のとおり、光熱費や電子ジャーナル等の高騰による予算の逼迫が直接的な発端であるが、これらは単なるきっかけであり、問題の本質は、大学の独立行政法人化などの社会の変化に対して、本学の体制が追いついていないというところにある。

30年前の大学は、全体が国や県などの公的機関からの交付金によって維持されており、その研究成果などが、論文などの形で社会に還元される構造になっていた。当時の大学と企業の繋がりや、限定的なものであったと記憶している。

現在は、大学の基本的な運営費である運営費交付金は減っており、公的機関からの財源を絞る代わりに、企業との関係性を以前よりも柔軟にし、そこからの資金を得るような構造に変化している。

企業から見た場合、自前で維持していた研究所を廃止もしくは縮小し、研究機能を大学に依頼し、アウトソーシングできるように変化している。

大学もこれらの変化に対応するべく、特に考え方を変えなければならない点が、共同研究による大学と企業の関係において、大学が公的資金の使用により得た知識を社会に還元するという従来の考え方ではなく、直接企業とやりとりする場合は、資金の流れを伴うビジネスとして位置付ける必要がある。これは、大学が営利を追求するという意味ではなく、必要な経費は、適切に負担を求めるという意味である。

以前の大学運営維持は、公的資金で賄うことが前提となっていたため、基本的には、研究に必要な直接経費以外要求をしていなかったと認識しているが、飲食店に例えた場合、現状は材料費だけでメニューを考えては経営が成り立たないことは明らかであり、この問題を解決していく必要がある。

大学の間接経費を見積もることは容易ではないが、文部科学省が見積もった数字が30%であるのに対し、本学の現状も大きな乖離がないことを確認している。

国立大学の現状は深刻な状態にあり、対応を誤ると、本学も深刻な状況に陥るのではないかと考えている。主な原因として、運営費交付金が減ったことに加え、大学側の対応が後手に回っているという印象を持っている。

今回の見直しは、先手を打ちたいという意図ではあるが、既に予算は逼迫しており、状況を悪化させないための対応が迫られていると御理解いただきたい。

(説明者：酒井敏委員)

<意見>

・先月の報告内容について学部会議で説明をしたが、会議参加者からは、「共同研究

をした場合、企業等から捻出される研究費は限られており、外付けで18%、30%とすることは理解に苦しむ」という意見が多数あった。また、「企業からの研究費総額内で、研究費と管理費の双方を賄うことが、一般的ではないか」という意見もあったので、今後たたき台を作る際に、その点を考慮していただきたい。(委員)

<回答>

・今までに要求をしていなかった費用について交渉をするということで、各教員が企業と交渉するというよりも、本来は大学として交渉すべきものだと考えるため、私も同行して説明するなど、企業の理解を得る努力をしていく必要がある。(説明者)

<意見>

・間接経費を研究費の内側、外側、どちらにするかという点は、社会的にどちらの方が浸透しているかということが、非常に重要になると思う。他大学の状況を踏まえ説明をすることが必要であり、調査をいただいた上で、提案をお願いする。

また、科研費は外付けで30%の間接経費となっている。その間接経費は、次の研究の発展に繋がるものというもので、例えば、実験に必要な機材、環境の整備という用途も大きいと思うが、実績を見ると、人件費と光熱費が大半を占めており、次の研究の発展に必要な機器の整備に充てられていないように見える。本学の事務手続きはペーパーベースが多いことから、オンライン化を進めるなどの改善を行い、人件費削減に努めるなどの検討をいただきたい。(委員)

<回答>

・資料には、間接経費から支出している共同利用機器の減価償却費、保守・修繕費を計上しているが、本項目は、大学の内部資金で購入したもののみを計上しており、その機器の買い替えは、同様に内部資金で行う必要がある。

実際は、県の補助金で購入している高額機器等が非常に大きく、この他にも多数の機器があるが、それは県の補助金由来の費用であるため、それらは計上していない。つまり、県の補助金で購入している機器が多いが、本資料には、内部資金で購入した共同利用機器のみを対象として記載している。(説明者)

3 その他事項

(1) 第4期中期計画の策定に向けた課題の整理・方向性の検討について

(説明者：今井委員)

本法人の中期計画は、令和6年度に現行の第3期中期計画期間が終了する。

それに伴い、令和7年度から令和12年度の間第4期中期計画策定に向け、第3期中期計画の課題を踏まえ、第4期中期計画期間で目指す方向性の整理を行いたい。

法人の設立団体は県であり、県が定める中期目標との整合性を図り、中期計画を策定するため、県の中期目標策定前に本法人の目指す方向性を示し、県の中期目標に反映できるよう対応していく必要がある。

スケジュールについて、県は、令和6年3月に令和5年度第3回静岡県公立大学法人評価委員会を開催し、第3期中期目標期間終了時の検討を行うとともに、第4期中期目標策定(県が定める目標)の方針及び中期計画認可(大学から提出された計画)の方針を審議する。

本法人では、令和5年10月から12月にかけて、中期・年度計画推進委員会や教育研究審議会での意見を踏まえ、第3期中期計画の課題整理や第4期中期期間で目指す方向性の整理を行う。その後、令和6年1月から2月にかけて、内容を県の大学課に報告し、県が策定する中期目標の策定方針に反映できるよう調整する。本法人の方向性について、中期・年度計画推進委員会をはじめ、教育研究審議会、経営審議会の委員の皆さまから意見をいただき、まとめていきたいと考えている。

9月の教育研究審議会では、静岡県公立大学法人評価委員会の評価結果を報告し、

見込評価では、「中期目標・中期計画達成に向けて順調に取り組が進んでいると認められる」という評価を受けた。

また、本法人では、第3期中期計画期間の全学的重点課題を3つ挙げている。

1つ目は、生命科学と人文社会科学が連携し、異分野融合の実践知と創造力及び発信力を備えた人材の育成や、高い学術性を備えた研究活動の展開により、安全安心で健康長寿に恵まれた質の高い地域社会の形成に貢献できる知の拠点を目指す。

2つ目は、社会の変化に対応し、社会人や留学生などを含めた様々な学修者が生涯学び続けられるための環境を確保し、多様な価値観が集まる大学づくりを推進する。

3つ目は、国や地域等の多様性を共存させたグローバルな視点から教育・研究のできる環境を整備し、海外の大学との交流を積極的に展開するとともに、地域社会に貢献するグローバルな人材を育成する。

学内では、既に中期・年度計画推進委員会で意見照会を実施しているが、本日は改めて、本法人の現状に対する課題認識や、次期計画6年間で目指す姿、新たに取り組むべき、盛り込むべき内容について、皆さまの意見をいただきたい。

<意見>

・今は非常に重要な時期であり、このタイミングで意見を出さなければ計画に反映できないということである。既に中期・年度計画推進委員会を通じて意見照会を行っているが、更に念を入れて、この場で意見をいただきたい。(議長)

<回答>

・中期計画は、企業にとっても非常に大事にしている。弊社では、連結会社含め、コロナ禍の影響を大きく受け、その後の運営をどのようにしていくかということを中心に中期計画で示し、役員が月1回の会議に集まり、中期計画の進捗状況をチェックしている。なお、会議はZOOMで実施し、映像として全社員がアクセスできるようにしている。社員全員が役員の発言内容、計画の進捗状況、今後の方針等について確認できる状況とし、会社全体で計画を重要視している。

今回の資料を確認し、県の中期目標と大学の中期計画の違いは理解できたが、中期計画は、中期目標を達成するための具体的な計画という記載があり、つまりは、具体的な計画をどこまで書き込めるかが勝負なのではないかと感じた。一方で、県の中期目標は非常に抽象的であり、これに対して具体的に記載するのは難しい気がしたため、中期目標と中期計画の間に、目指すべき姿、目指すべき数値の記載があると理解しやすいと感じた。

日産自動車を例にした場合、カルロス・ゴーンが赴任し、同氏は最初に「ターゲット」という概念を持ち込んだ。つまり、一生懸命取り組んだ場合は、ここまで到達できるということ、ターゲットとして数値化した。それに向かいどのような具体的な施策を行うかについて、会社内で共有したということが、当時は大きく話題になった。私は、個人的にそのやり方が好ましいと思っており、貴学では、中期計画にどこまで具体的なことが書けるか、アウトカムのターゲットをどの程度書き込めるのかが重要であると考えている。具体的な記載がない場合、評価も難しく、PDCAを回しにくいのではないかと感じる。

例えば、第3期中期計画期間における取組の実績があり、実績の中にある言葉の最後が全て「向上」や「推進」という言葉でまとめられており、民間的にはあまり馴染みのない言葉であると感じた。細かい話になるが、看護職者のリカレント教育の受講者数は、当初の計画に対して達成できているのかできていないのか、多いのか少ないのか、目標どおりなのかということが、今の表記では分かりにくい。また、コミュニティフェローについて、令和元年度から4年度までの認定数は、計画どお

りなのか、計画より多いのか少ないのか、そのようなものが非常に分かりにくいと感じた。「ターゲット」との比較が、この資料だけではよく分からないことから、それが前面に出た方が良いのではないかという感想を持った。

その他、第4期中期計画に向けた方向性に関する資料の中に、目指す姿「多様な価値観を尊重し、学生と共に創る大学」と書かれており、「学生と共に」という点は非常に重要であると感じた。大学側がこのような中期計画に沿って、このような目標に向かって取り組むということが、学生一人一人にどこまで浸透されているか、学校のベクトルと学生のベクトルを合わせるといことが、非常に重要であると感じるので、学生に浸透させる工夫も必要だと思う。(学外委員)

<意見>

・非常に明快な御意見であり、感謝申し上げます。「ターゲット」は、非常に重要であると理解できる。県も指標に対しては、明確に目標値を定め、具体的に設定することを望んでいるが、一方の大学は、定性的目標にもう少しウエイトを置いて書きたいというギャップがあるため、その点で議論が分かれています。

その他、お気付きのことがあれば、早めに意見をいただくよう、ここで改めてお願いする。(議長)

4 学部・研究科等における取組報告について

① 看護学部（説明者：山下委員）

看護学部は、内部質保証への取組強化を図った。最初に、測定可能なディプロマ・ポリシー（以下、「DP」という。）に改定した。さらに、学習成果の把握をするため、外部専門家を講師としたFD研修会を開催し、コンサルテーションを受けながら、DPルーブリック評価表を作成した。可視化に努めるべく、今年度はDPルーブリック評価表を用い、4年生のDP到達度を測定していくとともに、将来的には、4年生に限定せず、全学年で評価をしていく計画である。

学生の受け入れは、アドミッション・ポリシーに照らした選抜方法について検証し、受験倍率低下に伴う募集人員の変更についての検討を行った。

資格取得国家試験対策の強化について、昨年度の目標を看護師合格率 100%としていたが、1名が不合格となり、合格率は98.4%であった。保健師合格率は、全国平均を下回るという結果であった。助産師合格率は、母数が6名に対し、1名が不合格であったため、合格率は83.3%であった。資格取得については、より強化していく必要があり、定期的な模擬試験の実施やアドバイザー教員からの個人面談に加え、今年は、4年生に「スタディホール」という教室を開放する企画をし、学習支援を強化している。また、現在の4年生を対象とした模擬試験だけでなく、今後は、低学年を対象とした模擬試験にも範囲を広げることを検討している。

就職状況は、令和4年3月、令和5年3月の状況において、就職を希望している学生の就職率は100%であった。就職先は、県内が例年並みの8割であった。内訳は看護師が多く、次いで保健師に数名の学生が就職している。

次に、国際交流、国際看護学教育の推進を図っており、今年度は国際看護学の教授が着任したため、より強化を進めていきたい。グローバルな学生の育成のため、今年9月に、モンゴル国立医科大学ドルノゴビメディカルスクールと学部間協定を締結し、その後、首都ウランバートルにあるモンゴル国立医科大学看護学部と学部間協定を締結した。今後は、ベルギーや米国とも学部間協定を締結し、範囲を拡大していきたいと考えている。また、国際看護学実習を再開し、今年度は4年生の4名が、タイのコンケン大学看護学部で、国際保険看護実習という科目を履修した。本学は、コンケン大学看護学部の4名の学生を2週間受け入れ、学生間の交流を図った。COIL授業は、国際看護学の教員が中心となり、今年度も6月、8月、10月の3

回にわたって実施した。

学生の主体的活動について、今年度入学した1年生の有志者が、地域住民と交流を深めるため、ボランティアチームを自主的に設立した。名称を「なまけもの」とし、誰でも参加しやすいごみ拾い活動から始め、静岡駅周辺や駿府城公園、市内の海岸、小鹿キャンパス、熱海海上花火大会後の清掃活動などに約20名が参加した。また、地域の盆踊りや敬老会にも積極的に参加し、小鹿地区の自治会と連携しながら地域課題を発見し、地域住民と共に課題解決に取り組みたいというような趣旨で活動している。同団体は、スポGOMI大会 静岡大会に参加し、女子学生が3位、男子学生が優勝し、10月の全国大会にも出場した。

看護学部附置の看護実践教育研究センターの活動は、厚生労働省より、「看護師特定行為研修」の指定研修機関として認可され、令和3年4月からリカレント教育の一環として開始している。受講生は、令和3年度1名、令和4年度2名、令和5年度4名となっており、今後は受講生5名の募集を目指していきたい。特定行為研修以外にも、看護職の方から要望が多い、看護研究や訪問看護リカレント研修、医療的ケア児を対象とする特別支援教育研修、キャリア開発セミナー、看護倫理研修等の事業も実施している。

職場環境改善に向けた取組に、今年度力を入れている。ストレスチェック分析の結果、看護学部は、他学部と比較しても業務ストレスが高いことが分かった。高ストレス者は、助教が高いという傾向があり、上司、同僚の理解や支援を得にくいと感じるような職場環境があると認識している。この問題を長期間改善できていない状況にあるため、今年度は、学部独自の職場環境ハラスメントに関する実態調査に取り組み、その結果を教員全体で共有しつつ、改善策を質保証委員会、職位ごとの会で検討を進めることで、解決していきたいと考えている。

今後の課題は、カリキュラムツリーが学部の中で作られていないため、その作成と可視化をしていく。また、把握した学習成果の活用や入試における面接評価の検討、国家試験対策の強化や職場環境の改善を図っていく。

② 看護学研究科（説明者：篁委員）

入学者数の推移について、過去9年間を見ると増えつつあるが、定員未充足が継続している。助産学課程を除き、過去9年間における社会人入学者の割合は22.3%であり、一方の助産学過程は、学部卒業から入学する学生が大半であり、看護学部からの入学者が多くを占めている。

定員充足に向けた取組の1つ目は、長期履修制度であり、社会人入学者が多いという現状を鑑み、令和2年度から研究科における長期履修制度を導入した。現在は4年目に入り、9名の学生が本制度を利用している。2つ目は、ハイブリッド授業の実施であり、コロナ禍の影響から導入したオンライン双方向型の授業形式を活かし、現在では、大半の科目を対面方式とオンライン方式を組み合わせたハイブリッド授業で実施し、遠方から通う学生のニーズにも応えた形となっている。

広報活動は、オープンキャンパスを年2回開催し、ハイブリッド形式で在校生や修了生の生の声を届けることや、研究科の情報を講義形式で行った後、個別面談を行うというプログラムを組んでいる。今年度の参加者は41名ということで、多くの方の参加があった。また、助産学過程は、本学学生を対象とした「助産について語る会（MJ cafe）」や助産学課程説明会などを開催し、助産師や大学院進学に対する関心を高め、縦の繋がりを非常に重要視している。

就職状況は、過去6年間の修了生61名の進路内訳を見ると、医療・福祉・保健機関が82%と大半を占め、次いで教育機関が9.8%、その他が8.3%となっている。なお、助産学課程を除いた28名について、入学前に在職していた職場で就業する者

が 11 名であり、その内の 10 名が静岡県内の機関で貢献をしている。その他、教育職に 6 名就いており、本学で学んだ学生が本学看護学部に着任し、アカデミックポストに就くという循環も持っている。

助産学課程におけるカリキュラム改正は、令和 4 年度から施行し、現在も継続している。

博士後期課程の入学者数は、後期課程入学定員 3 名に対し、定数を現時点で充足している。今年度も定数を確保し、二次募集の受験希望者もいることから、定員を充足する見込みである。

今後の課題は、看護学研究科全体の内部質保証に向けた改善の取組として、学生生活を測定するための手法の評価や改善を図る。現在は、ルーブリック評価を取り入れていないが、それに代わる何かを検討し、導入したいと考えている。博士前期課程は、助産学課程の改正カリキュラムの順調な運営を継続していく。また、博士後期課程は、カリキュラム及び論文指導、審査過程の評価及び改善を図る。また、修了学生の成果発表についても検討しており、研究科全体の今年度の大きな取組として、学生の研究成果が上げられるよう、論文指導などを積極的に行う。

<意見>

- ・入学者超過率について、正しくは、平成 6 年度入試が 0.56、令和 4 年度入試が 0.62 であり、修正をお願いする。(説明者)

- ・カリキュラムの実施において、本課程では今年度に完成年度を迎えたと記載されているが、正しくは、昨年度に完成年度を迎えたので、修正をお願いする。(説明者)

③ 男女共同参画推進センター (説明者：犬塚男女共同参画推進センター長)

1 つ目は教育啓発活動として、全学共通科目「男女共同参画社会とジェンダー」を 2009 年度から毎年開講し、今年も定員満員の受講があり、授業内容も非常に良い評価を得た。最近では、コロナ禍以降の新たなジェンダー平等の課題、性暴力の実態と防止など、喫緊のテーマを多く盛り込み、適時性の高い内容を提供していることが、高評価に繋がっていると考える。

大学院生に向けては、性別を問わず、妊娠、出産、育児をめぐる身体的、精神的、社会的、様々な問題を考える契機を啓発を行うため、市内の助産師の方を招いた大学院生対象特別講義「新しい誕生の現場から」を毎年開催している。

特に、近年の重要なテーマ「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツ」を観点とした取組を、講座を通じて実施しており、大学院生から高評価を得ている。

その他、デート DV などの性暴力の防止啓発や人権尊重を目的とした「デート DV 防止出前セミナー」は、静岡県男女共同参画課と毎年連携して実施し、今年度は、DV 被害当事者から生の声を聞くという、貴重な機会を持つことができた。また、「第 45 回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会」が静岡で行われ、産婦人科医会と連携し、授業の一環として、テーマ「多様性に寄り添う」ってどういう事?」の公開講座を実施した。

2 つ目は研究活動として、沼津市からの委託を受け、男女共同参画地域推進事業を行った。今年度は、市内 2 地域の自治会活動活性化を目指したアクション・リサーチとフォローアップ調査事業を推進している。

また、公益財団法人静岡県労働者福祉基金協会は、「生活困窮者に関わるセーフティネット及び支援対策の実態と課題」というプロジェクトを実施しており、委員長として参加し、本プロジェクト進行に携わっている。

県内大学や研究機関との連携は、女性研究者活動支援をテーマとした、「静岡レインボー・ネットワーク」について、今年度も定期的な会合等を通じ様々なテーマの

共同研究を推進しており、その中には事務局職員のワーク・ライフ・バランスの問題等も含まれているため、事務局職員の会合等への出席検討をお願いする。

3つ目は学内男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス推進活動について、2021年度以降は、大学入学共通テスト試験監督の際、家庭状況を配慮した動員について提言するとともに、本年度からは当センター予算を活用し、一時預かりを始めとする多目的保育支援施設の新たな活用方法を検討、改革することを進めている。

また、昨年度からの育児・介護休業法の改正に伴い、国は男性の育児休業取得率向上を重要課題とし、法律の強化をしているため、当センター主催の管理職職員向け研修会を12月4日に開催する。

さらに、多目的保育支援施設の利用方法は、コロナ禍を契機として様々な形で広がっている。従来は、一時預かりの保育のみをメインに始めた施設だが、様々な利用方法で、利用者数が増加している。一方で、一時預かりへの経済的負担軽減を望む声も上がっており、今年10月4日に保育支援グループ「すわん」及び本学女性教員3名で懇談会を開き、意見交換を実施した。意見の中には、負担軽減要望以外にも、6か月未満の子供を預かることは、現実的に難しいという実情をはじめ、多くの課題が明らかになったため、引き続き方策を検討していくとともに、施設の利活用拡充に向け、全学的な規模で一度アンケートを行いたいと考えている。

4つ目の社会貢献・地域連携活動は、全国の大学及び研究機関並びに企業を含む、女性研究者育成、研究環境整備に関する参考事例の収集、情報発信を行う全国ダイバーシティネットワーク東海・北陸ブロックに加入し、活動を行っている。特に、昨年度以降は、女性研究者支援についての最新動向などを踏まえた議論を重ね、課題に対する検討に注力している。

地域連携活動は、島田市の「男女共同参画の日記念事業」に長年連携・協力していることや、昨年度末から今年度の始めにかけては、独立行政法人国立女性教育会館において、全国男女共同参画センター機能強化を検討する有識者ワーキンググループが立ち上げられ、委員の一人として参加し、社会貢献活動として活動した。

今後の課題は、教育・啓発に関して、コロナ禍以降に多くの女性がマイナスの影響を受けているという課題が出たことを踏まえ、学生に対し、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの確立」、「セクシュアル・コンセント」などの理解促進に努めていく。その他、「性的マイノリティ」、「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」などの教育の充実を図る。

また、教職員への啓発活動として、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた推進及び育児介護休業法関連等の法改正などへの対応、取組を課題項目として進める。

学内では、多目的保育支援施設の利活用拡充に向け、子育て中、介護中の教職員同士の交流の場として設けるなど、活用機会を増やしていくよう検討している。

提言として、「SDGsの一環として男女共同参画＝ジェンダー平等の実現」、「性の多様性への理解促進」、「セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス&ライツの確立」に向け、様々な取組を展開していくため、全学的な規模での協力をお願いする。

また、多目的保育支援施設について、当センターの予算を活用し、効率的な配備を検討していくため、活動への協力をお願いする。

最後に、「生理の貧困」問題に対する、無償での生理用品の支給事業については、全国的にも非常に注目されている事業であり、啓発も合わせ、当センターとしても協力して継続して支援していく。

<意見>

・「デートDV防止出前セミナー」開催に関する説明資料の中で、「連携により」という文面が重複しているため、削除をお願いする。(説明者)

5 その他

(1) 言語コミュニケーション研究センターからの取組報告について

(説明者：細川委員)

国際関係学部から、9月に行われた本会での言語コミュニケーション研究センター取組報告内容について、事実確認をしたい旨の申し出があった。

内容は、10月の当該学部教授会で出された意見に基づき報告する。

本日は都合により、当該学部長が欠席であるため、代わりに報告する。

事実確認として挙げられているのは、TOEIC IP オンラインテストに関する2点の記述についてである。

1点目は、スコア及び詳細結果が開示されるのは、マークシート方式のみという報告があったが、オンラインテストについても、スコア及びレベル評価は全て開示されている。

2点目は、IP オンラインテストについて、マークシート方式のスコアは、就職活動に活用できるが、一方のオンラインテストについては、社会的認知度が低いという報告があった。これは、オンラインテストが就職活動に利用できない、あるいは不适当という誤解を招きかねないという意見があった。

以上の点について、当該学部ではIIBC TOEIC 担当者を招き、事実確認を行った。

一方で、当該センター長についても、同担当者から意見を確認し、報告内容をまとめたと聞いている。

以上につき、この場では報告に関する確認及び意見があったことを申し上げるとともに、大学としては、改めてIIBC 担当者を招き、意見交換の場を設けてはどうかと考える。

<意見>

・大学で意見交換の場を設けることについて、意見がない場合には、そのように対応をお願いします。(議長)

(2) 学外委員からの意見

① 酒井公夫委員

共同研究の間接経費率の引き上げについて、企業の立場からすると、研究費総額が上がり、成果がどうなるのかということを考えていただきたい。

一方で、最近では原価を価格転嫁することが定着してきたため、説明を丁寧に行うことで、理解ある企業も増えていることから、説明の工夫が必要になると考える。

また、3月決算の企業は、今頃から来年度支出予算を組み始めることから、交渉の時期を十分考慮した上で臨むことがポイントになる。

<意見>

・全体の資金の流れは、本学としても正確に掴んでおく必要がある。

例を挙げると、日本の科学技術予算は、2兆円ほど配分されているが、中国では24兆円、アメリカでは16兆円となっており、中国とアメリカは軍事費にその資金流れている。日本も一部防衛庁に流れてはいるが、文部科学省に1兆円が配分される中で、その一部が科学研究費に配分されるという資金の流れがあることから、本学も実態を掴みつつ、全体像を把握しながら、議論を続けていきたい。(議長)

担当：経営財務室 市野 雄基